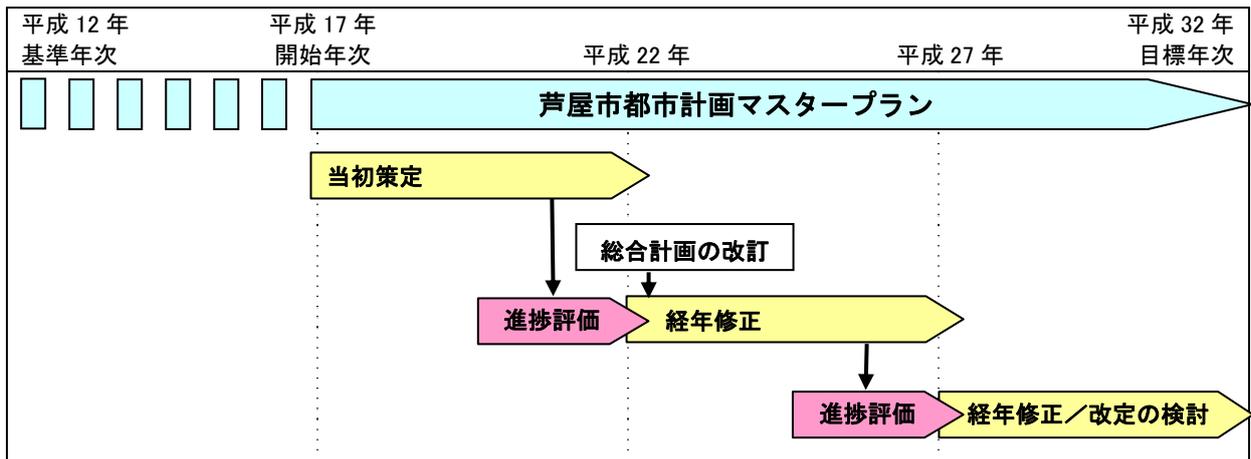


芦屋市都市計画マスタープラン 見直しの概要について

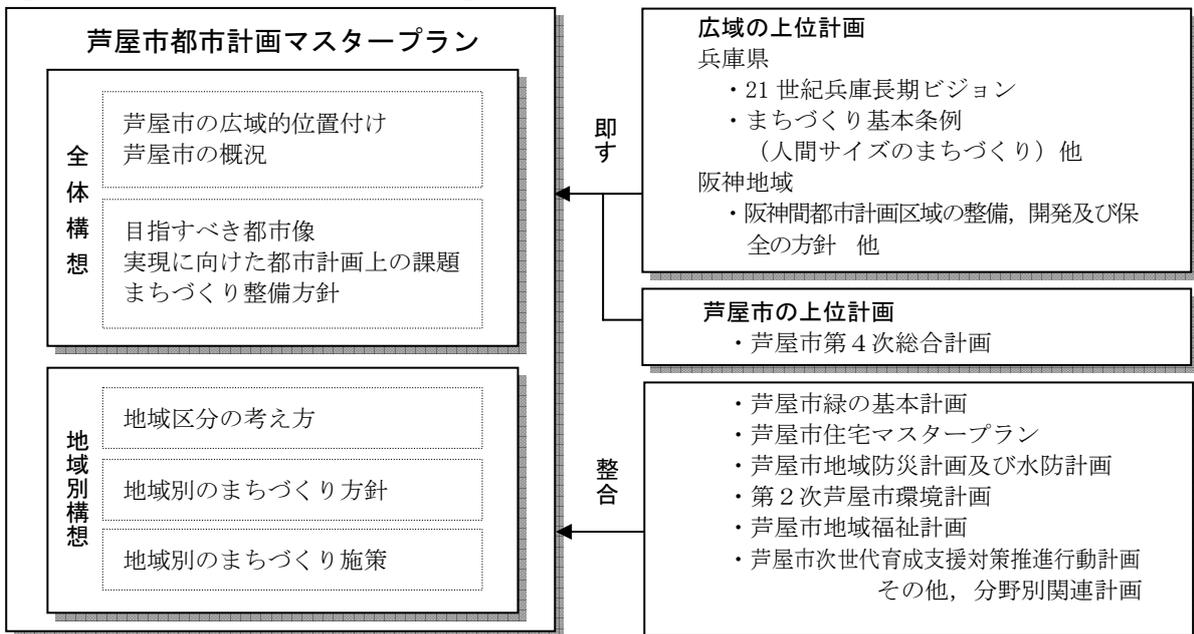
1. 計画の位置づけと見直しの経緯

- ・ 芦屋市都市計画マスタープランは、計画目標年次を平成 32 年度（2020 年度）として、平成 17 年（2005 年）3 月に策定されました。
- ・ 本マスタープランは兵庫県や阪神地域で定められている広域的な都市計画、芦屋市の総合計画との整合性を図りつつ定める必要があります。したがって、上位計画となる総合計画の見直しに合わせて、本マスタープランも見直しを検討するものとしています。
- ・ また、概ね 5 年ごとに経年修正等の見直しを行うものとしています。
- ・ 現在、策定から 5 年を経過するとともに、上位計画となる総合計画が見直されることを受け、現行計画に位置付けられた整備方針に対する進捗評価を行うとともに、総合計画やその他関連計画と整合を図りつつ、マスタープランの見直しを行うものです。

【見直しの流れ】



【都市計画マスタープランの位置づけ】



2. 主な見直し内容

① 良好な都市景観形成に向けた景観行政の推進

- ・ 緑豊かな自然環境や歴史的建造物、また、これらと調和した良好な住宅地景観を有する本市においては、「芦屋市住みよいまちづくり条例」「芦屋市都市景観条例」「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」等により良好な景観形成のための取組が行われてきました。
- ・ 近年の取組としては、市全域を対象とした「景観地区」の指定、より地域特性に即した特別景観地区の指定など、これまでの景観施策の実効性を高める取組が継続されており、市民、事業者、行政の景観に対する意識もますます高まっている段階にあります。
- ・ また、「緑の基本計画」が策定され、これに基づく緑化重点地区や緑化推進地区等の指定検討、緑の保全地区の指定など、緑を保全・創出するための施策も充実してきています。
- ・ 今後は総合的な景観行政の指針となる「景観計画」を策定するとともに、「緑の基本計画」とも連携しながら良好な景観形成を継続します。

【都市景観形成の方針】

- ◆特別景観地区の指定など、地域固有の景観の保全・向上
- ◆景観計画の策定、屋外広告物条例の策定、景観協定や地区計画などの制度を活用しつつ、市民及び事業者との協働による景観形成を推進

② 参画と協働による良好な住環境の創出

- ・ 芦屋市都市計画マスタープランでは、まちづくりの目標の1つとして、「市民、事業者及び行政との協働による芦屋らしいまちづくり」を掲げ、各施策における市民の参画と協働に取り組んできました。
- ・ 全市的な取組としても、平成19年に「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」が施行されるなど、参画と協働によるまちづくりを推進するための基盤が確立されつつあります。
- ・ こうした状況を背景として、とくに土地利用においては、住民参加による、地域特性に応じた良好な住環境を形成するために、地区計画の積極的な活用を進めており、マスタープラン策定後に12地区、それ以前のものも合わせると19地区が都市計画決定しています。
- ・ 今後も、低層住宅地の保全や地区の緑化を図るため、市民との協働により、地区計画等の適用を促進します。
- ・ また、地区計画等の各種事業の計画策定に当たっては、ワークショップの開催、アンケート、市民参加によるまちあるき等の実態調査、市民との懇談会、パブリックコメント等による積極的な参画を図ります。

【土地利用・参画と協働】

- ◆地区計画に基づく優れた居住環境の保全・育成
- ◆市民が主体となるまちづくり活動への支援

③ 計画的な都市施設の整備

- ・ 都市施設の整備においては、近年、南芦屋浜地域における基盤整備の進展、六麓荘における下水道をはじめとした基盤整備の完了、本市の東西軸の一翼をなす山手幹線の開通など、着実な進捗が図られています。
- ・ その一方で、厳しい財政状況や少子高齢化の進展など、都市整備をめぐる状況が変化しているとともに、各種都市施設や住宅は今後、修繕や建て替えの時期を迎える段階にあります。
- ・ 今後は JR 芦屋駅南地区のまちづくり計画案の検討、未整備の都市計画道路のあり方についての研究などを進めます。
- ・ また、公共施設の整備や維持管理については財政状況を考慮しながら、ライフサイクルコストに十分配慮した整備運用を図ります。

【都市施設整備の方針】

- ◆ JR 芦屋駅南地区については、交通機能を高めるため、また、芦屋らしい南玄関口として魅力ある商業空間となるよう、JR 芦屋駅南地区まちづくり計画案を検討
- ◆ 未整備の都市計画道路のあり方について研究を進めるとともに、駅周辺への交通アクセス向上、公共交通機関の利便性向上、全ての歩行者に優しい快適な道路空間の確保などについて検討
- ◆ 「下水道長寿命化計画」の策定とこれに基づく維持管理
- ◆ 「芦屋市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく、住宅ストックの長期的確保と適切な維持管理

④ 現行計画に対する進捗状況評価等を踏まえた経年修正

- ・ 都市計画マスタープランが策定されて5年が経過し、各整備方針に示された目標項目には、既に達成されたもの、実施中もしくは実施に向けて検討中のもの、未実施のものなどがあります。
- ・ 見直しに当たっては、各施策に関連する課において、これらの進捗状況に対する評価を実施するとともに、現状での課題や今後の対応方針を洗い出し、事業に進捗や新たな課題に応じた修正を実施しました。
- ・ また、芦屋市第4次総合計画におけるまちづくりの目標、各施策を踏まえ、これらとの整合を図りつつ、経年修正を行いました。

※ 今回は概ね5年ごとに実施する経年修正であるため、計画目標年次（平成 32 年度）に変更はありません。したがって、長期的な視点で設定されている目指すべき都市像については、現行計画の考え方を踏襲することを基本とします。

3. スケジュール

- 都市計画マスタープランの見直しに当たっては、市の関係各課において、現行計画に位置づけた整備方針の進捗状況に対する評価を行ったうえで、市民意見の集約、芦屋市都市計画審議会への報告等を経て策定します。
- 策定の流れは概ね下記の通りです。

【策定スケジュール（予定）】

